

申入れ等報告様式（助成契約書第5条（1）①）

	事業者 (業種)	時期	申入れ等の内容【根拠法令】	事業者の対応状況
1	山日YBS 富士吉田 火祭りロード レース実行 委員会 (マラソン大会の参加者 募集、実施)	2019.3.14 ～現在	主催者申込規約5条「主催者の行う参加者の傷病等に対する応急措置につき、その方法・経過等について、主催者の責任を問いません。」と規定している点、同6条「私は大会開催中の事故・紛失・傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。」と規定している点、及び同7条「大会開催中の事故・傷病への補償は大会側が加入した保険の範囲内であることを了承します。」と規定している点について、 【消費者契約法第8条】に違反しているとして、申入れを行った。	事業者より、申込規約7条については、申入れの通り改定するとの明確な回答があったが、同6条については回答が無かったこと、同5条については改定内容が未だに消費者契約法第8条に違反している内容であったことから、再度の申入れを行っている。
2	富士河口 湖、西湖ロ ードレース 大会実行 委員会(マ ラソン大会 の参加者募 集、実施)	2019.3.14 ～現在	上記1. と同趣旨で申入れを行っている。	事業者の対応は上記1. と同様の回答内容であったことから、再度の申入れを行っている。  (*上記1. 及び2. の同様の回答内容は、同じ業者が委託を受けて運営し、回答しているために、生じるものと思われる。)
3	山梨信用	2018.9.21 ～現在	カードローンの規約第10条1項6号「借主について次の各項の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全	事業者より、保証会社と協議の上、2020年4月の民法改正時に合わせて、条項見直しを検討するとの回答があった。

	金庫 (金融業)		額の期限の利益を失い、第6条及び第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。⑥借主に相続の開始があったとき。」という規定が、【消費者契約法第10条】に違反していると申入れを行った。	
4	山梨中央 銀行 (金融業)	2018.9.21 ～現在	カードローンの規約13条1項8号「1. 私について次の各項の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告が無くても、この取引による一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。(8) 相続の開始があったとき。」という規定が【消費者契約法第10条】に違反しているとして、申入れを行った。	事業者より、2020年の民法改正時に合わせて、条項を削除するとの回答があった。
5	株式会社ニ ューコム (商品広 告・販売 等)	2019.7.1～ 2019.10.21	「みんなのマチコレ!」という情報誌にハズキルーペという商品の販売広告が記載されていてところ、代金支払い方法、商品引渡時期、返品可否などの記載が無かったため、【特定商取引法第11条及び同施行規則に定める表示義務違反】があるとして、申入れを行った。また、広告内容に「ご購入者様限定! 送料無料!」と記載されているところ、ハズキルーペの公式ショッピングサイトにおいても「送料無料」の旨表示されていたため、同記載は【景品表示法第5条第1項第2号】に違反しているとして申入れを行った。	当法人からの申入れを認め、改定するとの回答があり、終了した。